

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業
功労者・優秀団等表彰推薦要領

1. 対象および表彰基準

(1) 功労者

平成 24 年度スポーツ少年団登録指導者（役職員を含む）で、スポーツ少年団の育成に 15 年以上継続して活動している者。

(2) 優秀団

平成 24 年度スポーツ少年団登録団で、団結成以来 20 年以上にわたり継続して活動している単位スポーツ少年団。

2. 推薦方法

(1) 功労者及び優秀団に該当する登録指導者および単位スポーツ少年団は、直接市区村スポーツ少年団へ自薦する。（自己申告制）

●功労者表彰の自己申告項目

氏名（ふりがな）、性別、生年月日、年齢、
所属団名、登録開始年

※有資格者の場合は資格名、認定番号

●優秀団表彰の自己申告項目

単位スポーツ少年団名、代表指導者名、
登録開始年、連絡先（〒、住所、電話番号）

(2) 市区町村スポーツ少年団は、この申告を受け、表彰基準により認証し、所定様式（様式-1、2）に取りまとめ、都道府県スポーツ少年団へ推薦する。

(3) 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団より認証された表彰対象指導者・単位スポーツ少年団を所定様式（様式-3、4）に取りまとめ、日本スポーツ少年団に推薦する。また、登録指導者のうち、表彰対象となる都道府県および市区町村スポーツ少年団の役職員についても、同様式に取りまとめ、一括して日本スポーツ少年団に推薦する。

3. 推薦期間

それぞれの申告・推薦期限は、原則として以下のとおりとする。

(1) 市区町村スポーツ少年団への自己申告…平成 24 年 6 月 30 日締切り

(2) 市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団への候補者・単位スポーツ少年団名の提出（様式-1、2）…平成 24 年 7 月 31 日締切り

(3) 都道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団への候補者・単位スポーツ少年団名の推薦（様式-3、4）…平成 24 年 8 月 31 日締切り（厳守）

4. その他

(1) 日本スポーツ少年団顕彰事業において、既に表彰された指導者であっても、本事業の表彰基準に該当する者は感謝状授与対象とする。

(2) 日本スポーツ少年団創設 10 周年・20 周年・30 周年・40 周年記念表彰の際、表彰された指導者・団についても、本事業での授与対象とする。

(3) 平成 24 年度における 15 年および 20 年以上の継続活動の基準としては、平成 10 年度以前よりスポーツ少年団育成に従事している指導者・役職員、平成 5 年度までに結成し継続登録して活動している単位団が対象とする。

※本事業によって取得する個人情報については、「公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針」に基づき、責任を持って保管の上、本事業の業実施に係る諸連絡のみに利用させていただきます。